

秋田県高等学校の再編整備構想検討委員会 設置要綱

高校教育課

(設置の目的及び所掌事務)

第1 生徒数の減少に対応した各地区の学校・学科の適正配置や、社会の変化に対応した学校・学科の在り方について検討するために、秋田県高等学校の再編整備構想検討委員会（仮称）を設置する。

(委員の定数、任期等)

第2 委員は34名以内で組織する。

2 委員は、秋田県教育委員会教育長（以下「教育長」。）が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した日から令和5年3月31日までとする。

4 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催方法等)

第3 委員会の会議は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

3 委員会の公開は、「審議会等の会議の公開に関する指針」の定めによる。

(地区部会)

第4 今後10年から15年先を見通した、地区ごとの再編整備構想について検討するため、県北地区部会、中央地区部会及び県南地区部会を設置する。

2 地区部会は、県北地区部会及び県南地区部会は9名、中央地区部会は10名の地区委員で組織する。地区委員は委員の中から教育長が委嘱する。

3 第2の第4項及び第5項並びに第3の規定は、地区部会の会議において準用する。この場合において、「委員会」は「地区部会」、「委員長」は「部会長」、「副委員長」は「副部会長」、「委員」は「地区委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(企画部会)

第5 委員会の所掌事項に関する総合的な調整を行うために企画部会を設置する。

2 企画部会は、委員長と各地区部会長で構成する。

(事務局)

第6 委員会の事務局は、秋田県教育庁高校教育課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。